

議案第 75 号

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立体育施設条例（平成 9 年板橋区条例第 20 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 サッカー場の部東京都板橋区立高島平少年サッカー場の項を
削り、同表中

「

運動場	東京都板橋区立東板橋 公園運動場	東京都板橋区板橋三丁目 50 番 1 号
-----	---------------------	-------------------------

を

」

「

運動場	東京都板橋区立東板橋 公園運動場	東京都板橋区板橋三丁目 50 番 1 号
	東京都板橋区立高島平 多目的運動場	東京都板橋区高島平二丁 目 24 番 1 号

に

」

改める。

別表第 2 高島平少年サッカー場の項を削り、同表中

「

東板橋公園運動場	運動場
----------	-----

を

」

「

東板橋公園運動場	運動場
----------	-----

に

高島平多目的運動場	多目的運動場 フットサルコート 3 面
-----------	---------------------

」

改め、同表備考を同表備考 1 とし、同表備考に次のように加える。

- 2 高島平多目的運動場は、多目的運動場の 3 分の 1 面をフットサルコート 1 面として利用することができる。

別表第 3 中

「

荒川戸田橋サッカー場 高島平少年サッカー場 新河岸陸上競技場	を
--------------------------------------	---

」

「

荒川戸田橋サッカー場 新河岸陸上競技場	に、
------------------------	----

」

「

東板橋公園運動場 浮間舟渡フットサルパーク	を
--------------------------	---

」

「

東板橋公園運動場 高島平多目的運動場 浮間舟渡フットサルパーク	に
---------------------------------------	---

」

改める。

別表第 4 中「開館時間」を「利用時間」に、

「

荒川戸田橋サッカー場		
高島平少年サッカー場		
荒川戸田橋陸上競技場		

」

を

「

荒川戸田橋サッカー場		
荒川戸田橋陸上競技場		

」

に、

「

新河岸陸上競技場		午前 9 時から午後 7 時までの間で区規則で定める時間
----------	--	------------------------------

」

を

「

新河岸陸上競技場		午前 9 時から午後 7 時までの間で区規則で定める時間
高島平多目的運動場		午前 7 時から午後 7 時までの間で区規則で定める時間

」

に

改める。

別表第 5 (8)サッカー場の部高島平少年サッカー場の項を削り、同表(11)運動場の部中

「

荒川戸田橋多目的運動場	貸切り1時間につき	850円
-------------	-----------	------

を

」

「

荒川戸田橋多目的運動場	貸切り1時間につき	850円
高島平多目的運動場	多目的運動場	貸切り1時間につき 3,000円
	フットサルコート	1面1時間につき 1,000円

に

」

改め、同部備考中「貸切り利用」を「貸切利用」に改め、同部備考を同部備考1とし、同部備考に次のように加える。

2 高島平多目的運動場（多目的運動場に限る。）は、半面で貸切利用をすることができる。この場合の使用料は、この表に規定する額の2分の1に相当する額とする。

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立体育施設条例別表第2高島平多目的運動場の項に規定する施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

（提案理由）

高島平少年サッカー場の廃止及び高島平多目的運動場の設置に伴い、規定を整備する必要がある。